

紫波町告示第328号

紫波町広告掲載要綱を次のように定める。

令和 6 年10月15日

紫波町長 熊 谷 泉

紫波町広告掲載要綱

(目的)

第1 この要綱は、町の財産等を有効に活用することにより、新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間企業、商店、団体等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2 広告を掲載し、又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）ができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 町が発行する広報紙及び刊行物並びに印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める公有財産

(掲載の範囲)

第3 掲載することができる広告は、住民の生活に関連するもので、住民に不利益を与えないものとし、かつ、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (5) 青少年の健全育成の観点から不適切なもの
- (6) 暴力団その他反社会的団体に関与するもの
- (7) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告を内容とするもの
- (8) 政治活動及び宗教活動に関するもの並びに選挙運動に関するもの
- (9) 消費者に不利益を及ぼすおそれのある訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するもの並びにこれらに類するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと町長が認めるもの

(掲載の基準)

第4 広告掲載における広告の規格、募集方法、選定方法及び掲載期間等については、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の申請)

第5 広告掲載を希望する者は、広告媒体ごとに紫波町広告掲載申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(申請者の資格)

第6 広告掲載を申請することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 県内に本社又は営業所を有する会社法人、医療法人、企業組合、個人事業主等
- (2) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人

(3) 県内に事務所を有する公益法人

(4) その他町長が適当と認めた者

2 前項の規定に関わらず、紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（平成18年紫波町条例第4号）第1条に規定する滞納者の広告は、掲載しない。

（広告掲載の決定）

第7 町長は、第5第1項の規定により申請があった場合は、その申請内容について、第8に規定する紫波町広告審査委員会（以下「委員会」という。）で審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の決定をしたときは、その結果を紫波町広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（紫波町広告審査委員会）

第8 広告媒体に掲載する広告内容を審査するため、委員会を設置する。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 広告内容の審査に関すること。

(2) 申請者の審査に関すること。

(3) 広告掲載料に関すること。

3 委員会の委員長は企画課長を、副委員長は総務課長を、委員は商工観光課長、税務課長及び教育総務課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、企画総務部企画課において処理する。

（会議）

第9 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、回議により審査することができる。

（広告の掲載料）

第10 町が発行する広報紙及び町のホームページへの広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、別表に定める金額に消費税率を乗じた額とする。

2 前項に掲げるもの以外への広告掲載料は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

第11 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を町長の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第12 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任及び負担において解決しなければならない。

2 広告主は、広告掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。広告掲載を中止しようとするときも、同様とする。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載の取消し）

第13 町長は、広告掲載の決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことがある。

- (1) 広告の内容が第3第2項の規定に違反すると判断したとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに指定された書類の提出をしなかったとき。
- (3) 広告主が広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) その他行政運営上支障があるなど、広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、既納の広告掲載料の還付又は納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。この場合において、町は、広告主に対して一切の保障は、行わない。

(広告掲載の取下げ)

第14 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は、還付しない。

(広告掲載料の還付)

第15 町長は、広告掲載の決定後において、広告主の責によらない理由により広告掲載をしなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第 5 関係）

紫波町広告掲載に係る料金表

（１）広報紙での掲載

掲載月数	1 か月	3 か月	6 か月	12か月
1 枠の料金	10,000円	29,000円	56,000円	108,000円

（２）ホームページでの掲載

掲載月数	1 か月	3 か月	6 か月	12か月
1 枠の料金	2,500円	7,250円	14,000円	27,000円